

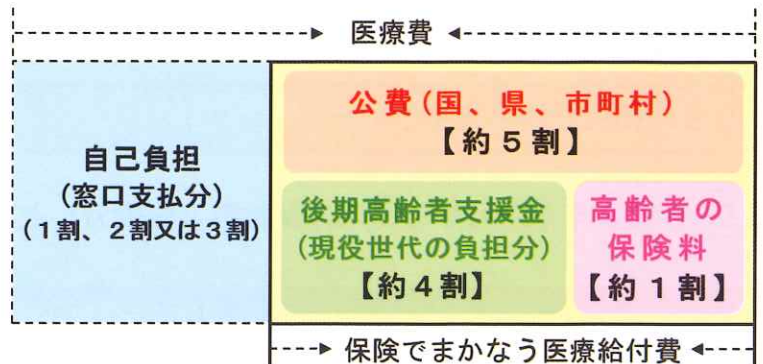
# 令和 8・9 年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和8年度より、後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分の保険料が賦課されます。従来の保険料（医療分）に加えて、子ども・子育て支援納付金（子ども分）の保険料を合算してお支払いいただきます。令和8・9年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。（※県内は均一の保険料率となります。）

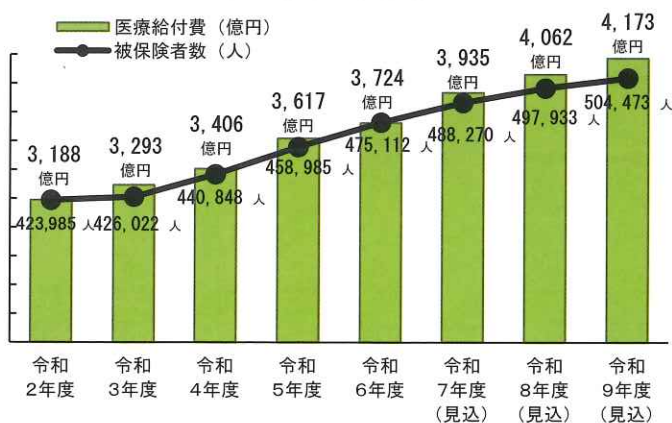
区分	令和6・7年度	令和8年度		令和9年度	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
均等割額	47,500円	49,500円 (+2,000円)	1,400円	49,500円	子ども分については、再度見直す予定です。
所得割率	9.66%	9.32% (-0.34%)	0.28%	9.32%	

## 後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度では、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費（医療費から窓口負担を除いた分）の約1割を、後期高齢者医療保険料で賄っているため、保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように計算しております。



### 【茨城県の医療給付費の推移】



被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており、令和8・9年度の2か年の被保険者数や医療給付費等の見込みを踏まえ、収支が均衡するように保険料率を改定いたしました。

保険制度の安定的な維持・運営のため、

ご理解くださいますようお願いいたします。

## 子ども・子育て支援金制度

### Q1. 子ども・子育て支援金制度とは？

A1 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

### Q2. どうして「支援金制度」が必要なの？

A2 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

### Q3. 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A3 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

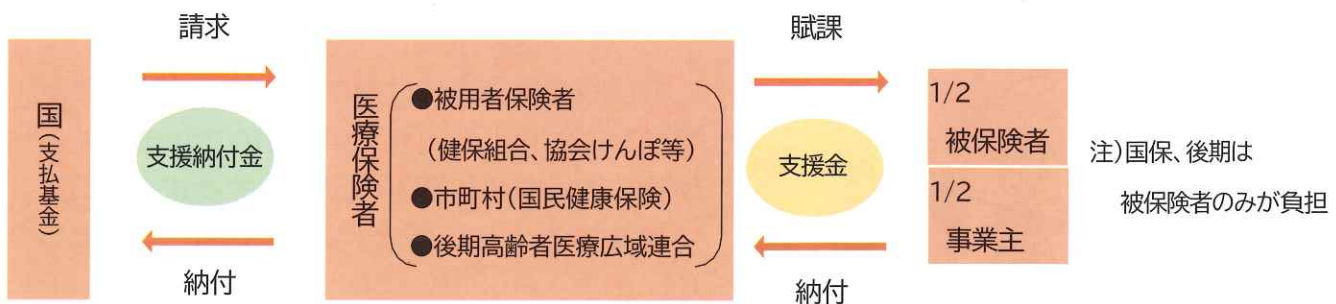
### Q4. なぜ独身や高齢者も支払うの？

A4 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

### Q5. 何月分から支払うの？

A5 令和8年4月分から従来の保険料（医療分）とあわせて、お支払いいただきます。

### 支援金の徴収の流れ



子どもまんなか  
子ども家庭庁

子ども家庭庁ホームページ  
「子ども・子育て支援金  
制度について」



子ども家庭庁公式 note  
「最近話題の「子ども・子育て  
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

子ども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

## 個人ごとの保険料額の決めかた



- ※ 賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
- ※ 1年間の保険料額は、医療分と子ども分をそれぞれに計算（100円未満切捨て）して合算した金額となります。
- ※ 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
- ※ 年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

### ● 賦課限度額の改正について

医療分の賦課限度額（保険料の年間上限額）は、現行の80万円から**85万円に引き上げられ**、子ども分については、**2万1千円**となります。

## 令和8・9年度の保険料軽減措置について

### 1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	7割 ※医療分は、さらに0.2割軽減
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「31万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「57万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

### ● 軽減基準の改正について

上記②、③について、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。

軽減の基準	令和7年度	令和8年度
上記②	「30万5千円 × 世帯の被保険者数」	「31万円 × 世帯の被保険者数」
上記③	「56万円 × 世帯の被保険者数」	「57万円 × 世帯の被保険者数」

- ※ 収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

### 2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

- ※ 国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。
- ※ 「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

## 令和8年度の保険料の具体例

### 1. 単身世帯の保険料早見表（概算）

単身世帯の被保険者本人の収入が、年金収入のみとした場合

年金収入	区分	均等割額 軽減割合	均等割額	所得割率	所得割額	区分ごと 保険料額	令和8年度 保険料額
80万円以下	医療分	7.2割	13,860円	—	0円	13,800円	14,200円
	子ども分	7割	420円		0円	400円	
190万円	医療分	5割	24,750円	9.32%	34,484円	59,200円	60,900円
	子ども分		700円	0.28%	1,036円	1,700円	
210万円	医療分	2割	39,600円	9.32%	53,124円	92,700円	95,400円
	子ども分		1,120円	0.28%	1,596円	2,700円	
300万円	医療分	軽減なし	49,500円	9.32%	137,004円	186,500円	192,000円
	子ども分		1,400円	0.28%	4,116円	5,500円	

※ 区分ごとの保険料額に100円未満の端数がある場合は、切捨てます。

※ 保険料額は均等割軽減後の金額です。

### 2. 2人世帯の保険料早見表（概算）

夫婦2人世帯（ともに後期高齢者医療保険制度の被保険者）で、世帯主である夫の収入が公的年金のみ、妻の収入が公的年金収入80万円以下の場合

夫の 年金収入	対象者	区分	均等割額の 軽減割合	均等割額	所得割率	所得割額	区分ごとの 保険料額	令和8年度 保険料額
80万円 以下	夫	医療分	7.2割	13,860円	—	0円	13,800円	14,200円
		子ども分	7割	420円		0円	400円	
	妻	医療分	7.2割	13,860円	—	0円	13,800円	14,200円
		子ども分	7割	420円		0円	400円	
210万円	夫	医療分	5割	24,750円	9.32%	53,124円	77,800円	80,000円
		子ども分		700円	0.28%	1,596円	2,200円	
	妻	医療分	—	24,750円	—	0円	24,700円	25,400円
		子ども分		700円		0円	700円	
250万円	夫	医療分	2割	39,600円	9.32%	90,404円	130,000円	133,800円
		子ども分		1,120円	0.28%	2,716円	3,800円	
	妻	医療分	—	39,600円	—	0円	39,600円	40,700円
		子ども分		1,120円		0円	1,100円	
300万円	夫	医療分	軽減なし	49,500円	9.32%	137,004円	186,500円	192,000円
		子ども分		1,400円	0.28%	4,116円	5,500円	
	妻	医療分	—	49,500円	—	0円	49,500円	50,900円
		子ども分		1,400円		0円	1,400円	

【お問い合わせ先】



茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課

TEL. 029-309-1213